

工事の積算疑義申立て要綱の一部改正について

積算疑義の申立て手続については、「横浜市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）」により取り扱っていますが、積算疑義の申立て期限については、「開札日の翌日から起算して 3 日目の正午まで」とし、開札結果通知書の添付を申立て要件としています。

開札結果通知は原則として開札日に行うこととしていますが、事情により開札結果通知が開札日の翌日以降になる場合もあることから、申立て期限に関する部分を次のとおり改正したのでお知らせします。

1 改正内容

要綱第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の「開札日の翌日から」を「開札結果の通知日の翌日から」に変更し、開札結果の通知日を基準とするように改めました。

2 改正後の要綱

次の URL をクリックすることによりご覧いただけます。

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/sekisangigimoushitate_youkou.pdf

(問合せ先) 契約第一課工事契約係
電話：045-671-2246